

事務連絡
平成19年5月7日

各都道府県下水道主管課長 殿
各政令指定都市下水道主管部長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省都市・地域整備局下水道部
流域下水道計画調整官 岡本 誠一郎

高度処理共同負担制度に関するガイドラインと解説の策定について(参考配布)

平成17年度の下水道法改正に伴い、下水道法第2条の2に基づく流域別下水道整備総合計画(流総計画)において、窒素又は磷の削減目標量及び削減方法を追加するとともに、流域内の地方公共団体間で高度処理を共同で行う高度処理共同負担制度が策定されました(下水道法第2条の2第2項第5号及び第4項)。

この度、流域全体での効率的な高度処理の推進を図り、窒素又は磷の削減目標量を達成するために、高度処理共同負担制度に係る高度処理導入計画策定や費用負担の算定方法等のガイドライン(案)を策定したので、高度処理共同負担制度実施に向けた検討をしていただきますようお願いいたします。また、都道府県におかれては、速やかに関係事項を貴管内関係市町村(指定都市を除く。)に周知方取り計らわれるようお願いいたします。

なお、高度処理共同負担制度で負荷量取引の前提となるのは、流総計画で定められる削減目標量ですが、この削減目標量は計画フレームに依存するため、近年の少子高齢化傾向における人口の減少や水利用の変化等を勘案して、人口フレームや原単位を見直し、既計画と現況の計画フレームが乖離している場合には、流総計画を変更し、適切な削減目標量を設定することが重要です。

以上を踏まえ、高度処理共同負担制度の実施に当たり、都道府県におかれては、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、流総計画において適切な削減目標量を設定するよう留意願います。

なお、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた流総計画の策定に関する基本的な考え方については現在検討中であり、早急に示したいと考えておりますが、人口フレームや原単位の見直し等の手戻りのない作業については、先行して進めるなど、高度処理共同負担制度の実施に向けた準備を鋭意進めて頂きますようお願いいたします。